

令04原機(科研)019
令和4年12月23日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

定期事業者検査報告書 (定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔JRR-4〕の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第3項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 : 理事長 小口 正範

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名称 : 原子力科学研究所
所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 : JRR-4 (廃止措置計画に定める性能維持施設に限る。)
検査の方法 : 別添1「JRR-4原子炉施設の定期事業者検査の計画」のとおり。
検査の期日 : 令和5年2月1日～令和5年3月24日

4. 予定の概要

別添1「JRR-4原子炉施設の定期事業者検査の計画」のとおり。

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定時期
別添1「JRR-4原子炉施設の定期事業者検査の計画」に廃止措置計画で示した性能維持施設の項目並びに性能維持施設の定期事業者検査の項目及び検査実施予定時期を示す。

○定期事業者検査期間中に実施する工事
定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

○前回の定期事業者検査からの変更点
未使用燃料を搬出したため、性能を維持すべき期間が未使用燃料を搬出するまでである燃料貯蔵棚が性能維持施設から除外された。そのため、別添2「保全有効性評価の記録」の評価結果により、燃料貯蔵棚を定期事業者検査項目から削除した。また、これに伴い別添3「JRR-4原子炉施設（検査要否整理表、設備保全整理表）」の一部を変更した。

2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

○試験研究用等原子炉施設の施設管理目標
別添4「令和4年度JRR-4原子炉施設の施設管理目標設定票」のとおり。

○施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標
試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第9条第1項第3号の規定により該当なし。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間

別添5「JRR-4原子炉施設 施設管理実施計画」の第2条のとおり。

ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期

該当なし。

ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別添1「JRR-4原子炉施設の定期事業者検査の計画」及び別添3「JRR-4原子炉施設(検査要否整理表、設備保全整理表)」のとおり。

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添5「JRR-4原子炉施設 施設管理実施計画」の第6条のとおり。

4. 第三条の九第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）
「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法として、これまでの点検等の実施頻度及び結果を考慮して判定する方法を実施し、点検頻度である「12ヶ月」を一定の期間とする。
5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
別添3「JRR-4原子炉施設(検査要否整理表、設備保全整理表)」の一部を変更した。
6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
別添2「保全有効性評価の記録」のとおり。
7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第三条の九第三項各号に掲げる以下の事項
 - 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
該当なし。
 - 二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
該当なし。
 - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
該当なし。

JRR-4 原子炉施設の定期事業者検査の計画

施設区分	設備等の区分	構成目	検査項目	要領書番号	検査実施予定時期
原子炉本体	No. 1 プール	No. 1 プール	外観検査 施設巡視記録(水位)**	1-1 保安-01	R5.2~R5.3
核燃料物質貯蔵施設	No. 2 プール	No. 2 プール	外観検査 施設巡視記録(水位)**	2-2 保安-01	R5.2~R5.3
原子炉冷却系統施設	主冷却管・弁	主冷却管・弁	自主点検記録(外観)**	保安-01	R5.3
	プール水精製系	プール水精製系ポンプ、 樹脂塔	自主点検記録(浄化能力 確認)**	保安-01	R5.3
	炉室地下ピット排水系	炉室地下ピット排水系ポンプ	自主点検記録(作動)**	保安-01	R5.3
原子炉格納施設	原子炉建家	炉室、散乱実験室、 ローディングドックA、 ローディングドックB	自主点検記録(外観)**	保安-01	R5.3
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気第2系統 排風機、フィルタユニット	自主点検記録(外観、作 動、除去効率)**	保安-01	R5.3
		排気第3系統 排風機、フィルタユニット	自主点検記録(外観、作 動、除去効率)**	保安-01	R5.3
		排気第4系統 排風機、フィルタユニット	自主点検記録(外観、作 動、除去効率)**	保安-01	R5.3
		排気第5系統 排風機、フィルタユニット (非常用排気設備に係る フィルタユニットを除く。)	自主点検記録(外観、作 動、除去効率)**	保安-01	R5.3
		排気筒	自主点検記録(外観)**	保安-01	R5.3
	液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯槽	自主点検記録(漏えい)**	保安-01	R5.3
	固体廃棄物の廃棄設備	保管廃棄施設	施設巡視記録**	保安-01	R5.3
放射線管理施設	屋内管理用 モニタリング設備	室内モニタ	自主点検記録(校正)**	保安-01	R5.3
		放射線エリアモニタ*	自主点検記録(校正)**	保安-01	R5.3
		放射線サーベイ設備	自主点検記録(校正)**	保安-01	R5.3
	屋外管理用 モニタリング設備	排気モニタ	警報検査	2-1	R5.3
その他の附属施設	その他の附属設備	消火設備	自主点検記録(作動、外 観)**	保安-01	R5.3
		照明設備	自主点検記録(作動)**	保安-01	R5.3

* : 制御室 γ 、照射室 γ 、冷却機器室 γ

** : 保安記録確認検査

(様式1)

保全有効性評価の記録

評価実施課：
研究炉加速器技術部
JRR-4管理課

部長	部内の安全に係る審査機関
承認	審査
R4/12/20	R4/12/14

評価実施日	令和4年12月12日	課長	
施設名	JRR-4原子炉施設		
対象	系統名称	JRR-4原子炉施設のうち定期事業者検査を実施する系統 詳細は「別添1 保全有効性評価対象系統及び設備」参照	
	設備名	JRR-4原子炉施設のうち定期事業者検査を実施する設備※ 詳細は「別添1 保全有効性評価対象系統及び設備」参照	
評価実施時期	定期事業者検査等を実施する時期ごと 評価期間：令和4年2月1日から令和4年12月8日		
有効性	項目		判定
	(1) 施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標の監視結果		該当なし
	(2) 施設の保全に係る保安活動指標 (PI) の監視結果 (設備の保全不良を起因とする事象のPIであって、誤操作に起因する事象のPIを除く。)		良
	(3) 設備の巡視、点検及び検査の結果 (施設管理実施計画に定める設備に限る。)		良
	(4) 自施設に関連する保安技術情報		良
(詳細及び根拠等を別紙1に記載し、添付する。)			

※保全重要度「低」もしくは「低 (極低)」のものであるが、設備保全整理表上、定期事業者検査 (記録確認、保安記録確認) の対象であることから、保全有効性評価が必要であると判断した。

保全活動の変更の検討		理由
(1) 検査に関する変更の有無	有	別紙2に記載する。なお、詳細な説明は別紙3に記載し、添付する。
(2) 点検に関する変更の有無	有	別紙2に記載する。なお、詳細な説明は別紙4に記載し、添付する。
(3) 巡視に関する変更の有無	無	別紙2に記載する。なお、詳細な説明は別紙5に記載し、添付する。

(別紙1)

保全有効性評価に係る詳細資料

1. 施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標の監視結果

系 統	
要求される機能	
目標値	
全評価期間における目標値 (最終報告)の達成状況	【判定結果概要】
部分評価期間における目標値 (中間報告)の変化状況	【判定結果概要】

2. 施設の保全に係る保安活動指標 (PI) の監視結果 (設備の保全不良を起因とする事象のPIであって、誤操作に起因する事象のPIを除く。)

保安活動指標 (PI)	予期しない汚染・汚染の漏えい事象*(閉じ込め、遮蔽機能の維持を含む。)の件数 *施設の保安活動や公衆及び放射線業務従事者の被ばく管理に影響しない軽微なものを除く。
系 統	原子炉本体、核燃料物質貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、原子炉格納施設、放射性廃棄物の廃棄施設
要求される機能	—
PIの目標値	0 件
全評価期間における目標値 (最終報告)の達成状況	【判定結果概要】 達成 (異常事象の発生件数: 0 件) 別添2-1「令和3年度JRR-4施設(原子炉)保安活動指標(PI)評価票(第4四半期確認・評価)」、別添2-2「令和4年度JRR-4施設(原子炉)保安活動指標(PI)評価票(第1四半期確認)」、別添2-3「令和4年度JRR-4施設(原子炉)保安活動指標(PI)評価票(第2四半期確認・評価)」及び令和4年度第3四半期の評価期間中の監査結果、異常事象の発生はなかったことから、本目標値は達成されている。
部分評価期間における目標値 (中間報告)の変化状況	【判定結果概要】

保安活動指標 (PI)	検査不合格(補修、点検計画の未実施を含む。)の件数* *施設の保安活動や公衆及び放射線業務従事者の被ばく管理に影響しない軽微なものを除く。
系 統	「別添1 保全有効性評価対象系統及び機器」参照
要求される機能	廃止措置計画に定める維持すべき性能
PIの目標値	0 件
全評価期間における目標値 (最終報告)の達成状況	【判定結果概要】 達成 (事業者検査不合格: 0 件) 別添2-1「令和3年度JRR-4施設(原子炉)保安活動指標(PI)評価票(第4四半期確認・評価)」のとおり、事業者検査での不合格はなかったことから、本目標値は達成されている。
部分評価期間における目標値 (中間報告)の変化状況	【判定結果概要】

3. 設備の巡視、点検及び検査の結果

系 統	「別添1 保全有効性評価対象系統及び機器」参照
巡視における気付き（通常状態と異なる状況の程度とその許容度）	<p>【判定結果概要】 令和4年2月1日から令和4年12月8日の期間中に実施した巡視について有意な劣化傾向等の兆候は見られなかった。</p>
点検及び検査における気付き（判定基準との比較、経年変化の程度とそれらの許容度）	<p>【判定結果概要】 令和4年2月1日から令和4年12月8日の期間中に実施した点検及び検査における判定基準を満たしており、また、点検及び検査の対象とする主要部位について有意な劣化傾向等の兆候は見られなかった。 ただし、燃料貯蔵棚については、令和3年12月の未使用燃料の搬出に伴い、廃止措置計画における性能維持施設から除外されたこと等により、見直しを行った。</p>

4. 自施設に関連する保安技術情報

同事業他施設の保安情報のうち、自施設の同種設備又は類似設備への展開の必要性	<p>【判定結果概要】 本体施設等の保全活動に展開すべき保安技術情報はなかった。</p>
類似事業他施設の保安情報のうち、自施設の類似設備又は類似設備への展開の必要性	<p>【判定結果概要】 本体施設等の保全活動に展開すべき保安技術情報はなかった。</p>

(別紙2)

評価実施時期に係る詳細資料

1. 施設の保全に係る保安活動指標 (PI) の目標値を超過時

(事象発生状況を記載する。)

事象発生日時：
 PIの目標値：
 超過度合：
 事象発生時の状況：

該当しない場合には斜線を記載する。

2. 施設管理実施計画のうち点検方法又は点検頻度の変更時

(変更の有無及び変更内容を記載する。なお、変更がない場合は、変更内容欄に斜線を記載する。)

(1) 検査に関する変更 (詳細な説明は、変更がない場合も含め、別紙3に記載し、添付する。)

変更の有無	変 更 内 容	
有	検査内容	燃料貯蔵棚の定期事業者検査毎の点検記録確認
	変更前	外観検査
	変更後	定期事業者検査項目から削除

(2) 点検に関する変更 (詳細な説明は、変更がない場合も含め、別紙4に記載し、添付する。)

変更の有無	変 更 内 容	
有	点検内容	燃料貯蔵棚の保安規定に基づく半期毎の点検
	変更前	外観点検
	変更後	年度毎の自主的な外観点検

(3) 巡視に関する変更 (詳細な説明は、変更がない場合も含め、別紙5に記載し、添付する。)

変更の有無	変 更 内 容	
無	巡視内容	
	変更前	
	変更後	

変更理由：
 検査については、令和3年12月の未使用燃料の搬出に伴い、廃止措置計画における性能維持施設から燃料貯蔵棚が除外されたため。点検については、未使用燃料の搬出に伴い、燃料貯蔵棚を今後使用することがないこと、また、保安規定から燃料貯蔵棚の点検を含む燃料の管理に関する記載を削除したため。

変更内容の詳細：
 別紙3及び別紙4に記載する。

検査に関する変更に係る詳細資料

1. 検査に関する変更の有無を判断した根拠又は理由

各系統について、施設の保全に係る保安活動指標（PI）の目標値が達成されていること、巡視において通常状態と異なる状況は発生しなかったこと、点検及び検査における判定基準を満たし、かつ、巡視、点検及び検査の対象とする部位について有意な劣化傾向等の兆候が見られなかったこと、並びに保全活動に展開できる保安技術情報がなかったことから、検査に関する変更は必要ないと判断した。

ただし、燃料貯蔵棚については、令和3年12月の未使用燃料の搬出に伴い、廃止措置計画における性能維持施設から除外されたため、検査の見直しを行った。

2. 変更前及び変更後の検査の内容

燃料貯蔵棚について、変更前は定期事業者検査毎に記録確認検査として、外観検査の記録を確認していた。変更後は定期事業者検査項目より削除した。

点検に関する変更に係る詳細資料

1. 点検に関する変更の有無を判断した根拠又は理由

各系統について、施設の保全に係る保安活動指標（PI）の目標値が達成されていること、巡視において通常状態と異なる状況は発生しなかったこと、点検及び検査における判定基準を満たし、かつ、巡視、点検及び検査の対象とする部位について有意な劣化傾向等の兆候が見られなかったこと、並びに保全活動に展開できる保安技術情報がなかったことから、点検に関する変更は必要ないと判断した。

ただし、燃料貯蔵棚については、令和3年12月の未使用燃料の搬出に伴い、今後使用することがないこと、また、保安規定から燃料貯蔵棚を含む燃料の管理に関する記載を削除したことから、点検の見直しを行った。

2. 変更前及び変更後の点検の内容

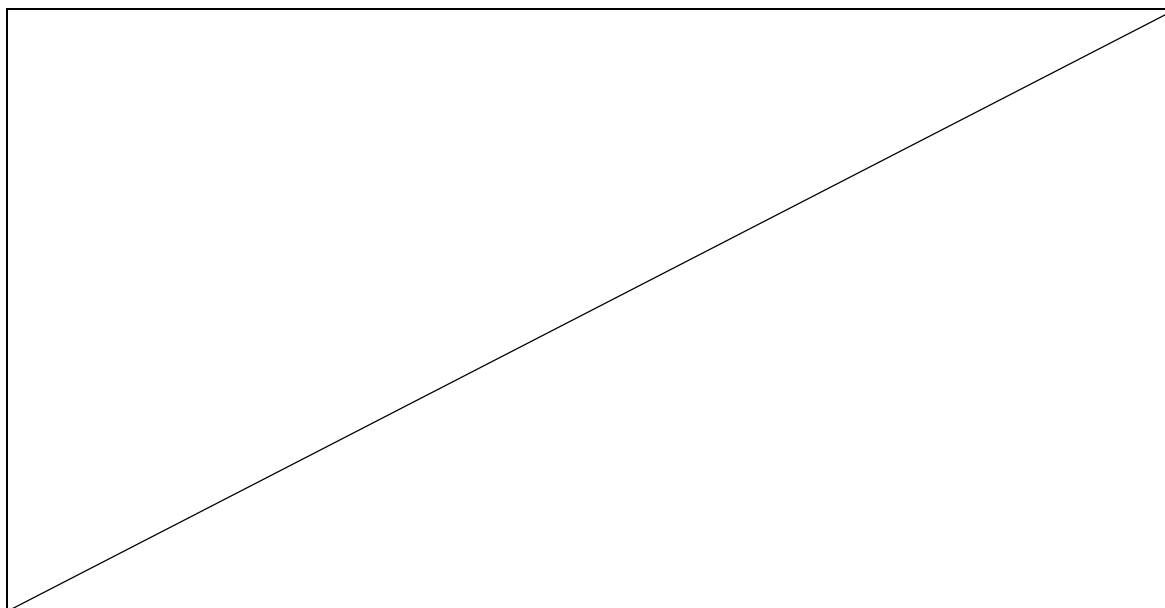
燃料貯蔵棚について、変更前は保安規定に基づき、半期毎に燃料貯蔵棚の外観点検を実施していた。変更後は年度毎に自主的な外観点検を実施することとした。

巡視に関する変更に係る詳細資料

1. 巡視に関する変更の有無を判断した根拠又は理由

各系統について、施設の保全に係る保安活動指標（PI）の目標値が達成されていること、巡視において通常状態と異なる状況は発生しなかったこと、点検及び検査における判定基準を満たし、かつ、巡視、点検及び検査の対象とする部位について有意な劣化傾向等の兆候が見られなかったこと、並びに保全活動に展開できる保安技術情報がなかったことから、巡視に関する変更は必要ないと判断した。

2. 変更前及び変更後の巡視の内容



保全有効性評価対象系統及び設備

検査対象となる施設、設備、装置、機器等			保全重要度
原子炉本体	No. 1 プール	No. 1 プール	低
核燃料物質貯蔵施設	燃料貯蔵棚	燃料貯蔵棚	低(極低)
	No. 2 プール	No. 2 プール	低
原子炉冷却系統施設	主冷却管・弁	主冷却管・弁	低(極低)
	プール水精製系	プール水精製系ポンプ、樹脂塔	低(極低)
	炉室地下ピット排水系	炉室地下ピット排水系ポンプ	低(極低)
原子炉格納施設	原子炉建家	炉室、散乱実験室、ローディングドックA、ローディングドックB	低(極低)
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (通常排気設備)	排気第2系統 排風機、フィルタユニット	低(極低)
			低(極低)
			低(極低)
		排気第3系統 排風機、フィルタユニット	低(極低)
			低(極低)
			低(極低)
		排気第4系統 排風機、フィルタユニット	低(極低)
			低(極低)
			低(極低)
		排気第5系統 排風機、フィルタユニット (非常用排気設備に係るフィルタユニットを除く。)	低(極低)
低(極低)			
低(極低)			
排気筒		低(極低)	
液体廃棄物の廃棄設備	廃液貯槽	低(極低)	
固体廃棄物の廃棄設備	保管廃棄施設	低(極低)	
その他の附属施設	消火設備	自動火災報知設備	低(極低)
		消火器	低(極低)
		消火栓	低(極低)
	照明設備	非常灯	低(極低)
		誘導灯	低(極低)

令和3年度 JRR-4 施設 (原子炉) 保安活動指標 (PI) 設定・評価票 <input type="checkbox"/> 設定、 <input type="checkbox"/> 第1四半期確認、 <input type="checkbox"/> 第2四半期確認・評価 <input type="checkbox"/> 第3四半期確認、 <input checked="" type="checkbox"/> 第4四半期確認・評価	研究炉加速器技術部			放射線管理部	
	部長 (承認)	JRR-4 管理課長 (作成)	利用施設 管理課長 (作成)	部長 (承認)	放射線管理 第1課長 (作成)
	R41510	R41519	R41519	R41510	R41519

【規制要求PI】

監視項目	保安活動指標(PI)	PI に対する定義	目標値	評価頻度	結果	
(1) 公衆に対する放射線安全	放射性廃棄物 (液体、気体) の管理状況	気体廃棄物の過剰放出件数 <本体施設>	保安規定に定める放出管理の基準値 (放射性塵埃の濃度: 1日平均 4×10^{-6} (Bq/cm ³)) を超えた放出件数 (緑: 0、白: 1、黄: 2以上、赤: -)	0 件	半期	実績: 0 件 判定: 緑
		液体廃棄物の過剰放出件数 <特定施設>	保安規定に定める放出管理の基準値 (H-3, C-14 以外: 18TBq/年) を超えた放出件数 (緑: 0、白: 1、黄: 2以上、赤: -)	0 件	半期	実績: 0 件 判定: 緑
(2) 放射線業務従事者に対する放射線安全	被ばく管理の状況	被ばく線量の限度超過件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	放射線業務従事者の被ばく線量が法令に定める線量限度を超えた件数 (緑: 0、白: 1、黄: 2以上、赤: -)	0 件	半期	実績: 0 件 判定: 緑
		事故故障等の報告が必要な実効線量を超えた計画外の被ばく発生件数 <本体施設、利用施設>	放射線業務従事者の被ばく線量が法令に定める事故故障等の実効線量を超えた件数 (緑: 0、白: 1、黄: 2以上、赤: -)	0 件	半期	実績: 0 件 判定: 緑

【横断領域 PI】

監視項目		保安活動指標(PI)	PI に対する定義	目標値	評価頻度	結果
(1)QMS に関する事項	品質目標の達成状況	品質目標の評価<本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	課の品質目標に対する年度目標の達成度 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	年度	実績:100% 判定:Ⅲ
	安全文化の育成等の年度計画に基づく達成状況	安全文化育成等の活動計画の評価 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	部の活動計画に対する年度目標の達成度 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	年度	実績:100% 判定:Ⅲ
(2)個別業務の各プロセスに関する事項	施設の運転上の制限逸脱回数	保安規定に定める警報装置の作動回数* <放射線管理施設>	保安規定に定める警報装置の作動回数(故障時の警報を含む。ただし、誤報及び計画的な発報並びに外的要因を除く。) (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:-)	0回	半期	実績:0件 判定:緑
	施設の計画外停止回数	連続運転設備の計画外停止回数* <特定施設、放射線管理施設>	気体廃棄設備(排風機)(核燃料物質の取扱い中に限る。)の運転が計画外に停止した回数及び気体廃棄設備運転中に排気中の放射性物質の監視機能を喪失した回数(外的要因を除く。) (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:-)	0回	半期	実績:0件 判定:緑
	放射線管理の状況	予期しない汚染・漏えい事象*(閉じ込め、遮蔽機能の維持を含む。)の件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	保安規定(第2編第50条)に定める異常事象の発生件数 (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:-)	0件	半期	実績:0件 判定:緑

設備の保守管理状況	検査不合格（補修、点検計画の未実施を含む。）の件数* 〈本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設〉	事業者検査不合格の件数 (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:1)	0件	半期	実績:実績なし 判定:—
放射性廃棄物の管理状況	放射性廃棄物の保管能力の超過件数* 〈固体:本体施設、液体:特定施設〉	放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の保管限度を超過した件数 (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:1)	0件	半期	実績:0件 判定:緑
非常事態の準備状況	保安教育訓練実施回数 〈本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設〉	保安規定に定める訓練（非常事態総合訓練、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練及び緊急作業従事者に対する訓練）の実施回数 保安規定の要求回数と比較して (緑:以上、白:1、黄:未満、赤:1)	非常事態総合訓練、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練:2回以上 緊急作業従事者に対する訓練:1回以上	年度	〈本体等〉 実績:非常事態総合訓練、消火訓練、通報訓練、招集訓練及び避難訓練:6回、緊急作業訓練:1回実施済み 判定:緑 〈利用〉 実績:非常事態総合訓練、消火訓練、通報訓練、招集訓練及び避難訓練:5回、緊急作業訓練:1回実施済み 判定:緑 〈放管〉 実績:非常事態総合訓練、消火訓練、通報訓練、招集訓練及び避難訓練:5回、緊急作業訓練:1回実施済み 判定:緑

(3)評価・改善 のプロセス に関する事 項	不適合管理、是正 処置及び未然防止 処置の対応状況	不適合処置率* <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	不適合の是正処置件数（監視期間に 処置期限となるもの）に対する処置 件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：1件 判定：Ⅲ
	原子力科学研究所 CAP 会議に報告の あった気付き事項 の対応状況	処置率*（課で対応する案件が 対象） <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	原子力科学研究所 CAP 会議に報告し た気付き事項のうち、課として対応 する件数（監視期間に処置期限とな るもの）に対する処置件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	<本体等> 実績：1件 判定：Ⅲ <利用> 実績：実績なし 判定：－ <放管> 実績：実績なし 判定：－
	原子力安全監査で の指摘事項の対応 状況	処置率*（不適合等に係る重要 案件） <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	原子力安全監査における指摘件数 （監視期間に処置期限となるもの） に対する処置件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－
	外部からの指摘事 項等の対応状況	処置率* <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	外部からの指摘件数（監視期間に処 置期限となるもの）に対する処置件 数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－
	マネジメントレビ ューアウトプット の対応状況	処置率* <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	マネジメントレビューにおける指示 件数（監視期間に処置期限となるも の）に対する処置件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－
	(4)その他	事故の発生状況	火災の件数* <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	火災の発生件数（公設消防により火 災と判断されたもの） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：－)	0件	半期

	法令報告事象の件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	炉規法に基づく法令報告事象の発生 件数 (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:-)	0件	半期	実績:0件 判定:緑
	労働災害の件数* <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	労働災害の発生件数(施設の安全性に影響のないものを除く) (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:-)	0件	半期	実績:0件 判定:緑

※ 施設の保安活動や公衆及び放射線業務従事者の被ばく管理に影響しない軽微なものを除く。

補足) 労働災害は、炉規法に基づく事故故障等の報告の訓令に基づく人の傷害が発生した場合の報告を対象とする。

【評価】

第1四半期から第4四半期を通じて全ての監視項目で目標値を満足しており、保安規定等に基づく保安活動は確実に実施できていると評価する。よって、現状の保安活動を継続する。

JRR-4 原子炉施設 保安活動指標(PI)のトレンド【規制要求PI】

監視項目		保安活動指標(PI)	トレンド
(1) 公衆に対する放射線安全	放射性廃棄物（液体、気体）の管理状況	気体廃棄物の過剰放出件数 <本体施設>	<p>放射性気体廃棄物の過剰放出件数</p>
		液体廃棄物の過剰放出件数 <特定施設>	<p>放射性液体廃棄物の過剰放出件数</p>
(2) 従業員に対する放射線安全	放射線業務従事者の被ばく管理の状況	被ばく線量の限度超過件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	<p>被ばく線量の限度超過件数</p>
		事故故障等の報告が必要な実効線量を越えた計画外被ばく発生件数 <本体施設、利用施設>	<p>事故故障等の報告が必要な実効線量を越えた計画外被ばく発生件数</p>

JRR-4 原子炉施設 保安活動指標(PI)のトレンド(案)【横断領域PI】

監視項目		保安活動指標 (PI)	トレンド
(1) QMS に関する事項	品質目標、施設管理目標の達成状況	品質目標、施設管理目標の評価 < 本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設 >	<p>品質目標、施設管理目標の評価</p> <p>1Q21 2Q21 3Q21 4Q21</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p> <p>● 本体施設・特定施設 ◆ 放射線管理施設 ■ 利用施設</p>
	安全文化の育成等の年度計画に基づく達成状況	安全文化育成等の活動計画の評価 < 本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設 >	<p>安全文化育成等の活動計画の評価</p> <p>1Q21 2Q21 3Q21 4Q21</p> <p>0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%</p> <p>● 本体施設・特定施設 ◆ 放射線管理施設 ■ 利用施設</p>
(2) 個別業務の各プロセスに関する事項	施設の運転上の制限逸脱回数	保安規定に定める警報装置の作動回数 ^{※2} < 放射線管理施設 >	<p>保安規定に定める警報装置の作動回数</p> <p>1Q21 2Q21 3Q21 4Q21</p> <p>0 1 2 3 4 5</p> <p>■ 放射線管理施設</p>
	施設の計画外停止回数	連続運転設備の計画外停止回数 ^{※2} < 特定施設、放射線管理施設 >	<p>連続運転設備の計画外停止回数</p> <p>1Q21 2Q21 3Q21 4Q21</p> <p>0 1 2 3 4 5</p> <p>◆ 特定施設 ■ 放射線管理施設</p>

放射線管理の状況	<p>予期しない汚染・漏えい事象^{※2}（閉じ込め、遮蔽機能の維持を含む。）の件数</p> <p>< 本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設 ></p>	<p>保安規定（第2編第50条）に定める異常事象の発生件数</p>
設備機器の保守管理状況	<p>検査不合格（補修、点検計画の未実施を含む。）の件数^{※2}</p> <p>< 本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設 ></p>	<p>検査不合格（補修、点検計画の未実施を含む。）の件数</p>
放射性廃棄物の管理状況	<p>放射性廃棄物の保管能力の超過件数</p> <p>< 固体：本体施設、液体：特定施設 ></p>	<p>放射性廃棄物の発生量(最大保管数量)</p>
非常事態の準備状況	<p>保安教育訓練実施回数</p> <p>< 本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設 ></p>	<p>保安教育訓練実施回数（総合防災訓練、要素訓練）</p>

			<p style="text-align: center;">保安教育訓練実施回数 (緊急作業についての訓練)</p> <p>● 本体施設・特定施設 ● 放射線管理施設 ● 利用施設管理課</p>
		<p>抽出された課題への対応状況^{※2} (対応率) <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設></p>	<p>※実績がないためトレンドは添付しない。</p>
<p>(3) 評価・改善のプロセスに関する事項</p>	<p>不適合管理、是正処置及び未然防止処置の対応状況</p>	<p>不適合処置率^{※2} <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設></p>	<p style="text-align: center;">不適合処置率</p> <p>● 本体施設・特定施設 ● 放射線管理施設 ● 利用施設</p>
	<p>CAP会議体に報告があった気付き事項の対応状況</p>	<p>処置率^{※2} (課で対応する案件が対象) <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設></p>	<p style="text-align: center;">CAP処置率</p> <p>● 本体施設・特定施設 ● 放射線管理施設 ● 利用施設</p>
	<p>原子力安全監査での指摘事項の対応状況</p>	<p>処置率^{※2} (不適合等に係る重要案件) <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設></p>	<p>※実績がないためトレンドは添付しない。</p>

	外部からの指摘事項等の対応状況	処置率 ^{※2} <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	※実績がないためトレンドは添付しない。																				
	MRアウトプットの対応状況	処置率 ^{※2} <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	<p style="text-align: center;">MRアウトプットの指摘事項等の処置率</p> <table border="1"> <caption>MRアウトプットの指摘事項等の処置率</caption> <thead> <tr> <th>Quarter</th> <th>本体施設・特定施設 (%)</th> <th>放射線管理施設 (%)</th> <th>利用施設 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Q21</td> <td>~60</td> <td>~35</td> <td>~5</td> </tr> <tr> <td>2Q21</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3Q21</td> <td>~60</td> <td>~35</td> <td>~5</td> </tr> <tr> <td>4Q21</td> <td>100</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	Quarter	本体施設・特定施設 (%)	放射線管理施設 (%)	利用施設 (%)	1Q21	~60	~35	~5	2Q21	100	0	0	3Q21	~60	~35	~5	4Q21	100	0	0
Quarter	本体施設・特定施設 (%)	放射線管理施設 (%)	利用施設 (%)																				
1Q21	~60	~35	~5																				
2Q21	100	0	0																				
3Q21	~60	~35	~5																				
4Q21	100	0	0																				
(4)その他	事故の発生状況	火災の件数 ^{※2} <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	<p style="text-align: center;">火災の件数</p> <table border="1"> <caption>火災の件数</caption> <thead> <tr> <th>Quarter</th> <th>本体施設・特定施設</th> <th>放射線管理施設</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Q21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2Q21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3Q21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4Q21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	Quarter	本体施設・特定施設	放射線管理施設	利用施設	1Q21	0	0	0	2Q21	0	0	0	3Q21	0	0	0	4Q21	0	0	0
Quarter	本体施設・特定施設	放射線管理施設	利用施設																				
1Q21	0	0	0																				
2Q21	0	0	0																				
3Q21	0	0	0																				
4Q21	0	0	0																				
		法令報告事象の件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	<p style="text-align: center;">法令報告事象の件数</p> <table border="1"> <caption>法令報告事象の件数</caption> <thead> <tr> <th>Quarter</th> <th>本体施設・特定施設</th> <th>放射線管理施設</th> <th>利用施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Q21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>2Q21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3Q21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4Q21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	Quarter	本体施設・特定施設	放射線管理施設	利用施設	1Q21	0	0	0	2Q21	0	0	0	3Q21	0	0	0	4Q21	0	0	0
Quarter	本体施設・特定施設	放射線管理施設	利用施設																				
1Q21	0	0	0																				
2Q21	0	0	0																				
3Q21	0	0	0																				
4Q21	0	0	0																				

	<p>労働災害の件数 ※2</p> <p>< 本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設 ></p>	<p>労働災害の件数</p> <p>1Q21 2Q21 3Q21 4Q21</p> <p>0 1 2 3 4 5</p> <p>● 本体施設・特定施設 ▲ 放射線管理施設 ■ 利用施設</p> <table border="1"> <caption>労働災害の件数 (推定)</caption> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>1Q21</th> <th>2Q21</th> <th>3Q21</th> <th>4Q21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本体施設・特定施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>利用施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	1Q21	2Q21	3Q21	4Q21	本体施設・特定施設	0	0	0	0	放射線管理施設	2	2	2	2	利用施設	0	0	0	0	合計	2	2	2	2
施設種別	1Q21	2Q21	3Q21	4Q21																							
本体施設・特定施設	0	0	0	0																							
放射線管理施設	2	2	2	2																							
利用施設	0	0	0	0																							
合計	2	2	2	2																							

令和4年度 JRR-4 施設 (原子炉) 保安活動指標 (PI) 設定・評価票 <input type="checkbox"/> 設定、 <input checked="" type="checkbox"/> 第1 四半期確認、 <input type="checkbox"/> 第2 四半期確認・評価 <input type="checkbox"/> 第3 四半期確認、 <input type="checkbox"/> 第4 四半期確認・評価	研究炉加速器技術部			放射線管理部	
	部長 (承認)	JRR-4 管理課長 (作成)	利用施設 管理課長 (作成)	部長 (承認)	放射線管理 第1課長 (作成)
	/ 1 /	R4/8/19	R4/8/19	/ 1 /	R4/8/19

【規制要求PI】

監視項目	保安活動指標(PI)	PI に対する定義	目標値	評価頻度	結果	
(1) 公衆に対する放射線安全	放射性廃棄物 (液体、気体) の管理状況	気体廃棄物の過剰放出件数 <本体施設>	保安規定に定める放出管理の基準値 (放射性塵埃の濃度: $1 \text{ 日平均 } 4 \times 10^{-6} \text{ (Bq/cm}^3\text{)}$) を超えた放出件数 (緑: 0、白: 1、黄: 2以上、赤: -)	0 件	半期	実績: 0 件 判定: 緑
		液体廃棄物の過剰放出件数 <特定施設>	保安規定 (第2 編第35 条) に定める放出管理の基準値 (H-3, C-14 以外: 18TBq/年) を超えた放出件数 (緑: 0、白: 1、黄: 2以上、赤: -)	0 件	半期	実績: 0 件 判定: 緑
(2) 放射線業務従事者に対する放射線安全	被ばく管理の状況	被ばく線量の限度超過件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	放射線業務従事者の被ばく線量が法令に定める線量限度を超えた件数 (緑: 0、白: 1、黄: 2以上、赤: -)	0 件	半期	実績: 0 件 判定: 緑
		事故故障等の報告が必要な実効線量を超えた計画外の被ばく発生件数 <本体施設、利用施設>	放射線業務従事者の被ばく線量が法令に定める事故故障等の実効線量を超えた件数 (緑: 0、白: 1、黄: 2以上、赤: -)	0 件	半期	実績: 0 件 判定: 緑

【横断領域 PI】

監視項目		保安活動指標(PI)	PI に対する定義	目標値	評価頻度	結果
(1)QMS に関する事項	品質目標の達成状況	品質目標の評価<本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	課の品質目標に対する年度目標の達成度 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	年度	実績：年度末達成見込み 判定：-
	安全文化の育成等の年度計画に基づく達成状況	安全文化育成等の活動計画の評価 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	部の活動計画に対する年度目標の達成度 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	年度	実績：年度末達成見込み 判定：-
(2)個別業務の各プロセスに関する事項	施設の運転上の制限逸脱回数	保安規定に定める警報装置の作動回数* <放射線管理施設>	保安規定（第2編第55条）に定める警報装置の作動回数（故障時の警報を含む。ただし、誤報及び計画的な発報並びに外的要因を除く。） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0回	半期	実績：0回 判定：緑
	施設の計画外停止回数	連続運転設備の計画外停止回数* <特定施設、放射線管理施設>	気体廃棄設備（排風機）（核燃料物質の取扱い中に限る。）の運転が計画外に停止した回数及び気体廃棄設備運転中に排気中の放射性物質の監視機能を喪失した回数（外的要因を除く。） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0回	半期	実績：0回 判定：緑
	放射線管理の状況	予期しない汚染・漏えい事象*（閉じ込め、遮蔽機能の維持を含む。）の件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	保安規定（第2編第50条）に定める異常事象の発生件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑

	設備の保守管理状況	検査不合格（補修、点検計画の未実施を含む。）の件数* <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	事業者検査不合格の件数 (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:-)	0件	半期	実績:0件 判定:緑
	放射性廃棄物の管理状況	放射性廃棄物の保管能力の超過件数* <固体:本体施設、液体:特定施設>	放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の保管限度を超過した件数 (緑:0、白:1、黄:2以上、赤:-)	0件	半期	実績:0件 判定:緑
	非常事態の準備状況	保安教育訓練実施回数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	保安規定（第1編第33条）に定める訓練（非常事態総合訓練、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練）の実施回数 保安規定の要求回数と比較して (緑:以上、白:-、黄:未満、赤:-)	2回以上	年度	<本体等> 実績:年度内達成予定 (保安上必要な訓練1回実施済み) <利用> 実績:年度内達成予定 (保安上必要な訓練1回実施済み) <放管> 実績:年度内達成予定 (保安上必要な訓練1回実施済み) 判定:-
			保安規定（第1編第33条）に定める訓練（緊急作業従事者に対する訓練訓練）の実施回数 保安規定の要求回数と比較して (緑:以上、白:-、黄:未満、赤:-)	1回以上	年度	<本体等> 実績:年度内達成予定 (緊急作業訓練0回実施済み) <利用> 実績:年度内達成予定 (緊急作業訓練0回実施済み) <放管> 実績:年度内達成予定

						(緊急作業訓練 0 回実施済み) 判定：－
(3) 評価・改善 のプロセス に関する事 項	不適合管理、是正 処置及び未然防止 処置の対応状況	不適合処置率※ ＜本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設＞	不適合の是正処置件数（監視期間に 処置期限となるもの）に対する処置 件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－
	原子力科学研究所 CAP 会議に報告の あった気付き事項 の対応状況	処置率※（課で対応する案件が 対象） ＜本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設＞	原子力科学研究所 CAP 会議に報告し た気付き事項のうち、課として対応 する件数（監視期間に処置期限とな るもの）に対する処置件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	＜本体等＞ 実績：100%(1 件中 1 件処 置済み) 判定：Ⅲ ＜利用＞ 実績：実績なし 判定：－ ＜放管＞ 実績：実績なし 判定：－
	原子力安全監査で の指摘事項の対応 状況	処置率※（不適合等に係る重要 案件） ＜本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設＞	原子力安全監査における指摘件数 （監視期間に処置期限となるもの） に対する処置件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－
	外部からの指摘事 項等の対応状況	処置率※ ＜本体施設、利用施設、特定施設、放射	外部からの指摘件数（監視期間に処 置期限となるもの）に対する処置件	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－

		線管理施設>	数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)			
	マネジメントレビューアウトプットの対応状況	処置率* <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	マネジメントレビューにおける指示件数（監視期間に処置期限となるもの）に対する処置件数の割合。 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績:実績なし 判定:－
(4)その他	事故の発生状況	火災の件数* <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	火災の発生件数（公設消防により火災と判断されたもの） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：－)	0件	半期	実績:0件 判定:緑
		法令報告事象の件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	炉規法に基づく法令報告事象の発生件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：－)	0件	半期	実績:0件 判定:緑
		労働災害の件数* <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	労働災害の発生件数（施設の安全性に影響のないものを除く） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：－)	0件	半期	実績:0件 判定:緑

※ 施設の保安活動や公衆及び放射線業務従事者の被ばく管理に影響しない軽微なものを除く。

補足) 労働災害は、炉規法に基づく事故故障等の報告の訓令に基づく人の傷害が発生した場合の報告を対象とする。

【評価】

**令和4年度
JRR-4 施設（原子炉）
保安活動指標（PI）設定・評価票**

□設定、□第1四半期確認、■第2四半期確認・評価
□第3四半期確認、□第4四半期確認・評価

研究炉加速器技術部			放射線管理部	
部長 (承認)	JRR-4 管理課長 (作成)	利用施設 管理課長 (作成)	部長 (承認)	放射線管理 第1課長 (作成)
R4/1/1/1	R4/1/1/1	R4/1/1/1	R4/1/1/1	R4/1/1/1

【規制要求PI】

監視項目	保安活動指標(PI)	PI に対する定義	目標値	評価頻度	結果	
(1) 公衆に対する放射線安全	放射性廃棄物（液体、気体）の管理状況	気体廃棄物の過剰放出件数 <本体施設>	保安規定に定める放出管理の基準値（放射性塵埃の濃度：1日平均 4×10^{-6} (Bq/cm ³) を超えた放出件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑
		液体廃棄物の過剰放出件数 <特定施設>	保安規定（第2編第35条）に定める放出管理の基準値（H-3, C-14 以外：18TBq/年）を超えた放出件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑
(2) 放射線業務従事者に対する放射線安全	被ばく管理の状況	被ばく線量の限度超過件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	放射線業務従事者の被ばく線量が法令に定める線量限度を超えた件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑
		事故故障等の報告が必要な実効線量を超えた計画外の被ばく発生件数 <本体施設、利用施設>	放射線業務従事者の被ばく線量が法令に定める事故故障等の実効線量を超えた件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑

【横断領域 PI】

監視項目	保安活動指標 (PI)	PI に対する定義	目標値	評価頻度	結果	
(1) QMS に関する事項	品質目標の達成状況	品質目標の評価<本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	課の品質目標に対する年度目標の達成度 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	年度	実績：年度末達成見込み 判定：-
	安全文化の育成等の年度計画に基づく達成状況	安全文化育成等の活動計画の評価 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	部の活動計画に対する年度目標の達成度 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	年度	実績：年度末達成見込み 判定：-
(2) 個別業務の各プロセスに関する事項	施設の運転上の制限逸脱回数	保安規定に定める警報装置の作動回数※ <放射線管理施設>	保安規定（第2編第55条）に定める警報装置の作動回数（故障時の警報を含む。ただし、誤報及び計画的な発報並びに外的要因を除く。） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0回	半期	実績：0回 判定：緑
	施設の計画外停止回数	連続運転設備の計画外停止回数※ <特定施設、放射線管理施設>	気体廃棄設備（排風機）（核燃料物質の取扱い中に限る。）の運転が計画外に停止した回数及び気体廃棄設備運転中に排気中の放射性物質の監視機能を喪失した回数（外的要因を除く。） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0回	半期	実績：0回 判定：緑
	放射線管理の状況	予期しない汚染・漏えい事象※（閉じ込め、遮蔽機能の維持を含む。）の件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	保安規定（第2編第50条）に定める異常事象の発生件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑

設備の保守管理状況	検査不合格（補修、点検計画の未実施を含む。）の件数* ＜本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設＞	事業者検査不合格の件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑
放射性廃棄物の管理状況	放射性廃棄物の保管能力の超過件数* ＜固体：本体施設、液体：特定施設＞	放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の保管限度を超過した件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑
非常事態の準備状況	保安教育訓練実施回数 ＜本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設＞	保安規定（第1編第33条）に定める訓練（非常事態総合訓練、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練）の実施回数 保安規定の要求回数と比較して (緑：以上、白：-、黄：未満、赤：-)	2回以上	年度	＜本体等＞ 実績：年度内達成予定 （保安上必要な訓練2回実施済み） ＜利用＞ 実績：年度内達成予定 （保安上必要な訓練0回実施済み） ＜放管＞ 実績：年度内達成予定 （保安上必要な訓練1回実施済み） 判定：-
		保安規定（第1編第33条）に定める訓練（緊急作業従事者に対する訓練訓練）の実施回数 保安規定の要求回数と比較して (緑：以上、白：-、黄：未満、赤：-)	1回以上	年度	＜本体等＞ 実績：年度内達成予定 （緊急作業訓練0回実施済み） ＜利用＞ 実績：年度内達成予定 （緊急作業訓練0回実施済み） ＜放管＞ 実績：年度内達成予定

						(緊急作業訓練 0 回実施済み) 判定：－
(3) 評価・改善 のプロセス に関する事 項	不適合管理、是正 処置及び未然防止 処置の対応状況	不適合処置率* <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	不適合の是正処置件数（監視期間に 処置期限となるもの）に対する処置 件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－
	原子力科学研究所 CAP 会議に報告の あった気付き事項 の対応状況	処置率*（課で対応する案件が 対象） <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	原子力科学研究所 CAP 会議に報告し た気付き事項のうち、課として対応 する件数（監視期間に処置期限とな るもの）に対する処置件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	<本体等> 実績：100%(1 件中 1 件処 置済み) 判定：Ⅲ <利用> 実績：実績なし 判定：－ <放管> 実績：実績なし 判定：－
	原子力安全監査で の指摘事項の対応 状況	処置率*（不適合等に係る重要 案件） <本体施設、利用施設、特定施設、放射 線管理施設>	原子力安全監査における指摘件数 （監視期間に処置期限となるもの） に対する処置件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－
	外部からの指摘事 項等の対応状況	処置率* <本体施設、利用施設、特定施設、放射	外部からの指摘件数（監視期間に処 置期限となるもの）に対する処置件	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：－

		線管理施設>	数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)			
	マネジメントレビューアウトプットの対応状況	処置率* <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	マネジメントレビューにおける指示件数（監視期間に処置期限となるもの）に対する処置件数の割合 (Ⅲ：80%以上、Ⅱ：50～80%未満、Ⅰ：50%未満)	80%以上	半期	実績：実績なし 判定：-
(4)その他	事故の発生状況	火災の件数* <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	火災の発生件数（公設消防により火災と判断されたもの） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑
		法令報告事象の件数 <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	炉規法に基づく法令報告事象の発生件数 (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑
		労働災害の件数* <本体施設、利用施設、特定施設、放射線管理施設>	労働災害の発生件数（施設の安全性に影響のないものを除く） (緑：0、白：1、黄：2以上、赤：-)	0件	半期	実績：0件 判定：緑

※ 施設の保安活動や公衆及び放射線業務従事者の被ばく管理に影響しない軽微なものを除く。

補足) 労働災害は、炉規法に基づく事故故障等の報告の訓令に基づく人の傷害が発生した場合の報告を対象とする。

【評価】

第1四半期、第2四半期を通じて、「品質目標の達成状況」、「安全文化育成等の年度計画に基づく達成状況」、「非常事態の準備状況」を除く全ての監視項目で目標値を達成しており、保安規定等に基づく保安活動は確実に実施できていると評価する。なお、上記3項目については計画どおりに実施できていることから、年度内達成の見込みである。

同意	承認	確認	作成	作成	作成
廃止措置 施設保安 主務者	研究炉 加速器 技術 部長	放射線 管理 部長	JRR-4 管理 課長	利用 施設 管理 課長	放射線 管理 第1 課長
R4/12/21	R4/12/21	R4/12/20	R4/12/20	R4/12/20	R4/12/20

JRR-4 原子炉施設

(検査要否整理表、設備保全整理表)

令和4年12月

原子力科学研究所
 研究炉加速器技術部 JRR-4 管理課、利用施設管理課
 放射線管理部 放射線管理第1課

試験研究用原子炉施設（船舶用の研究開発段階炉を除く。）の法令技術基準要求と定期事業者検査の要否に関する分類表（試験炉_JRR-4施設）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
4	廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持	第四条 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（試験炉規則第十六条の五の二第十号の性能維持施設をいう。）については、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。	●	【外観検査（No.1、2プール）】 【警報検査（排気モニタ）】 【保安記録確認（外観、水位、作動、浄化能力確認、除去効率、漏えい、校正）】	No.1、2プール 排気モニタ 性能維持施設（排気モニタを除く）
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	各運家
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損傷により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	各運家
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震力より生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	・耐震重要施設がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	—	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	各運家
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	各運家
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・津波に係る保安設備や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	各運家
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	—	・船舶用原子炉施設ではない。	なし
		4 試験研究用等原子炉施設は、航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さないため、定期事業者検査は不要である。	各運家
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を及ぼす、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・原子力規制検査（核物質防護）として実施するため、定期事業者検査は不要である。	核物質防護設備
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、設計上要求される機器等の強度はない。	なし
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	・船舶用原子炉施設ではない。	なし
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	—	・関係条項の検査が行えることでもって代える。	—
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支える構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できるものであること。	○ 同時確認	【No.1、2プールの外観検査】 【保安記録確認（水位）】 保安規定に基づく巡視（水位の確認）にて確認する。	・No.1プール ・No.2プール

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
		ニ 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。 ハ 適切な強度を有するものであること。	-	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	なし
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したもので溶接したものであること。	-	・使用前事業者検査(溶接検査)で確認する。	なし
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならない。	○ 同時確認	【保安記録確認(水位)】 保安規定に基づく巡視(水位の確認)にて確認する。	・No.1プール ・No.2プール
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。	-	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがない。	なし
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条第二項において「安全弁等」という。)が必要な箇所に設けられていなければならない。	-	・廃止措置中の原子炉であり、安全上重要な施設の逃し弁等はない。	なし
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備(排気筒並びに第十七条及び第三十六条(第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	-	・当該設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	【保安記録確認(作動)】	・地下ビット排水系ポンプ
		2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	-	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。)の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	-	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻りに出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】	・原子炉建家
		第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】 【No.1、2プールの外観検査】 ・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれはない。	・原子炉建家 ・No.1プール ・No.2プール
		2 工場等(原子力船を含む。)内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】 【No.1、2プールの外観検査】 ・建設時から原子炉建家は構造等の変更は無いから遮蔽検査の代替として外観目視検査を行う。	・原子炉建家 ・No.1プール ・No.2プール
16	遮蔽等	ニ 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】 【No.1、2プールの外観検査】 ・建設時から原子炉建家は構造等の変更は無いから遮蔽検査の代替として外観目視検査を行う。	・原子炉建家 ・No.1プール ・No.2プール

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・遮蔽設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・原子炉建家
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	○ 同時確認	【保安記録確認(作動)】	・排風機、フィルタユニット
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 【保安記録確認(作動)】	・排風機、フィルタユニット
		三 ろ過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	—	・ろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	・排風機、フィルタユニット
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。	—	・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	なし
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】	・原子炉建家
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	○ 同時確認	【保安記録確認(作動)】	・照明設備
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	—	・二以上の原子炉施設で共用する設備はないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		二 第二条第二項第二十八号口に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
		三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。	—	・不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	なし

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
		ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。	○ 同時確認	【保安記録確認(作動、外観)】	- 消火設備
		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。	-	- 廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
		五 前号ロの消火を行う設備は、破壊、誤作動又は損傷が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。	○ 知見考慮	- 設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 - 使用に当たり構造や機能に変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	なし
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。	-	- 該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要である。	なし
22	炉心等	第二十二條 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	-	- 廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
		2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならない。	-	- 廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
		3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。	-	- 廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
23	熱遮蔽材	第二十三條 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。 二 冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと。	-	- 廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
			-	- 廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
24	一次冷却材	第二十四條 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	-	- 廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから安全性を損なうおそれがないため定期事業者検査は不要である。	なし
25	核燃料物質取扱設備	第二十五條 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を取り扱う能力を有するものであること。	-	- 燃料取扱いは手作業でおこなう。また、その手順については保安規定に定めて実施する。	なし
		二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	-	- 燃料取扱いは手作業でおこなう。また、その手順については保安規定に定めて実施する。	なし
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。	-	- 崩壊熱は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		四 取扱中に燃料体等が破壊するおそれがないものであること。	-	- 燃料取扱いは手作業でおこなう。また、その手順については保安規定に定めて実施する。	なし
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破壊しないものであること。	-	- 該当する容器がない場合は、定期事業者検査は不要である。	なし

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面からメートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	—	・該当する容器がない場合は、定期事業者検査は不要である。	なし
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。	—	・燃料取扱いは手作業でおこなう。また、その手順については保安規定に定めて実施する。	なし
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	—	・当該設備を要しない場合は、定期事業者検査は不要である。	なし
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	—	・崩壊熱は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	なし
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十六条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	—	・未使用燃料要素はすべて搬出済みであり、今後受け入れもしないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	—	・未使用燃料要素はすべて搬出済みであり、今後受け入れもしないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	—	・当該設備を要しないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	—	・崩壊熱は発生しないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		2 使用済燃料その他高放射性的燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性的燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	—	・使用済燃料その他高放射性的燃料体がないため該当なし。	なし
		二 使用済燃料その他高放射性的燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。	—	・使用済燃料その他高放射性的燃料体がないため該当なし。	なし
		三 使用済燃料その他高放射性的燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	—	・使用済燃料その他高放射性的燃料体がないため該当なし。	なし
		四 使用済燃料その他高放射性的燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	—	・使用済燃料その他高放射性的燃料体がないため該当なし。	なし
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	—	・使用済燃料その他高放射性的燃料体がないため該当なし。	なし
		27	一次冷却材処理装置	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材(次条第一項第四号に掲げる設備から排出される放射性物質を含む流体を含む。)を通常運転時において系統外に排出する場合は、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	—
28	冷却設備等	第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから熱が発生しないため該当なし。	なし
		二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあっては、運転時における原子炉容器の液位を自動的に調整する設備	—	・廃止措置中の原子炉であり原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。)内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあっては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備	—	・該当設備がないため該当なし。	なし
		四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備	○ 同時確認	【保安記録確認(浄化能力確認)】	・プール水精製設備
		五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
		六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
29	液位の保持等	第二十九条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	○ 同時確認	【No.1、2プールの外観検査】 【保安記録確認(水位)】 保安規定に基づく巡視(水位の確認)にて確認する。 【保安記録確認(主冷却管・弁)】	No.1プール No.2プール 主冷却管・弁
		2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に定めるところによるほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならない。	○ 同時確認	【No.1、2プールの外観検査】 【保安記録確認(水位)】 保安規定に基づく巡視(水位の確認)にて確認する。	No.1プール No.2プール
30	計測設備	第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 熱出力及び炉心における中性子束密度	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		二 炉周期	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		三 制御棒(固体の制御材をいう。以下同じ。)の位置	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
31	放射線管理施設	第三十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	○ 同時確認	【警報検査】 ・排気モニタの警報検査を行う。	排気モニタ
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	—	・該当する設備がないため、不要とする。	なし
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	○ 同時確認	【保安記録確認(校正)】 ・エリアモニタ及び空気モニタの定期点検記録の確認を行う。	・エリアモニタ ・室内モニタ
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
		を越えないようにできるものであること。			
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を越えることがないよう反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物(試験炉許可基準規則第十九条第一号に規定する実験物をいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		二 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を越えないものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であって、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を越えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		四 制御棒を用いる場合にあっては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
33	反応度制御系統及び原子炉停止系統				

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
		4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。)に対して炉心冠水維持バウンダリを破壊せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
34	原子炉制御室等	2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造でなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		第三十五条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	○ 同時確認	【保安記録確認(作動、除去効率)】	排風機、フィルタユニット
35	廃棄物処理設備	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】 【保安記録確認(漏えい)】	排風機、フィルタユニット 廃液貯槽
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】	排風機、フィルタユニット、 排気筒
		五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】 ・ろ過装置の取替えが容易なことについては、竣工認審査及び使用前事業者検査で確認する。	排風機、フィルタユニット
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	○ 同時確認	【保安記録確認(漏えい)】	廃液貯槽

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。	—	・当該設備はなく、廃棄物処理施設に引き渡して処理する。	なし
		2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備(液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。)が設置される施設(液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		第三十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】	保管廃棄施設
		二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】	保管廃棄施設
		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	—	・崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要である。	なし
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	【保安記録確認(外観)】	保管廃棄施設
		3 前条第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	なし
		第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	—	・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期事業者検査は不要である。	なし
		二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等(試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		第三十九条 中出力炉、高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれのあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	—	・安全上重要な施設に該当しないため、該当なし。	なし
39	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止				

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、○同時確認、 ○知見考慮、一該当なし)	【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		自施設評価	自施設評価	
40	保安電源設備	第四十条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機調を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
41	警報装置	第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の総量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	○ 同時確認	【警報検査】 ・排気モニタの警報検査を行う。	・排気モニタ
			○ 同時確認	【保安記録確認（校正）】 ・エリアモニタ及び室内モニタの定期点検記録の確認を行う。	・エリアモニタ ・室内モニタ
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	—	・廃止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	なし

試験炉 (JRR-4) の設備保全整理表

※一部故障後交換あり

許可書 記載事項	対象設備機器			保全 重要度	保全 方式	検査項目(●立会確認、◎抜取確認、 ○記録確認、△保安記録確認) (法令技術基準に関する事項)	要領書 索引番号	高圧測定(保安規定、 ○管理手引等、△保安規定文書等、関連確認) ()付きは、事後保全における 自主的な点検	要領書 索引番号	中長期保守 (通常の検査間隔 12月間を超える期間での保全)			備考	担当課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)							点検種別	更新計画	要領書 索引番号				
口 一般構造	一般構造	原子炉建家		低(極低)	時間	△点検記録確認(外観) (4, 15, 16, 19)	定事検	△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課			
		廃液貯槽室		低(極低)	事後				△月次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
ハ 原子炉本体 (ロ) 燃料体	原子炉本体	燃料体	標準型燃料要素	低(極低)	事後			◎○半年期	炉保規6、炉手1	-	-	-	JRR-4管理課			
		燃料貯蔵へい体	No.1プール	低(極低)	時間	△点検記録確認(水位) (4, 12, 29)、 ○外観検査(4, 12, 16, 29)	定事検、自主点検	◎○半年期	炉保規6、炉手1、自主点	-	-	-	JRR-4管理課			
ホ 原子炉冷却系統施設	原子炉冷却系統設備	燃料貯蔵室	No.2プール	低(極低)	時間	△点検記録確認(水位) (4, 12, 29)、 ○外観検査(4, 12, 16, 29)	定事検、自主点検	◎○半年期	炉保規6、炉手1、自主点	-	-	-	JRR-4管理課			
		1次冷却系統設備		低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
ヘ 計測制御系統施設	計測制御系統設備	冷却系計測制御設備	主循環ポンプ	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
			主冷却管・弁	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観) (4, 29)	定事検	△年次	自主点	-	-	-	-	JRR-4管理課		
			熱交換器	低(極低)	事後					△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課	
			サイフォンブレーク弁	低(極低)	事後					△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課	
			1次冷却水精製系	低(極低)	事後					△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課	
			プール水精製系	低(極低)	時間	△点検記録確認(浄化能力確認) (4, 29)	定事検	○月次、△年次	炉手1、自主点	-	-	-	-	-	JRR-4管理課	
			給水系	純水製造設置	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課	
			給水系	純水貯槽	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課	
			給水系	給水ポンプ・給水管等	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課	
			排水系	プールオーバーフロー系	低(極低)	事後				△年次	自主点、710-007	-	-	-	JRR-4管理課	
			排水系	プール排水系	低(極低)	事後				△年次	自主点、710-007	-	-	-	JRR-4管理課	
			ト 廃棄施設 (イ) 気体廃棄物廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄施設 (通常排気設備)	排気機	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観) (4, 35)、 △点検記録確認(作動) (4, 17, 35)、 △点検記録確認(補充物) (4, 35)	定事検	△年次	自主点	-	-	-	-	JRR-4管理課
フィルタユニット	低(極低)	時間			△点検記録確認(外観) (4, 35)、 △点検記録確認(作動) (4, 17, 35)、 △点検記録確認(補充物) (4, 35)	定事検	△年次	自主点	-	-	-	-	JRR-4管理課			
(ロ) 液体廃棄物廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄施設 (液体廃棄物廃棄設備)	モータダンパ	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課			
		オイルダンパ	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課			
(ハ) 固体廃棄物廃棄設備	放射性廃棄物の廃棄施設 (固体廃棄物廃棄設備)	排気筒	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観) (4)	定事検	△年次	自主点	-	-	-	-	JRR-4管理課			
		液溜貯槽	低(極低)	時間	△点検記録確認(漏えい) (4, 35)	定事検	△年次	自主点	-	-	-	-	JRR-4管理課			
チ 放射線管理施設	放射線管理施設	排水ポンプ	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課			
		主配管	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課			
リ 原子炉格納施設	原子炉格納施設	ローディングドックA廃棄物保管場所	低(極低)	時間	△点検記録確認(外観) (4, 36)	定事検	◎○四半期	炉保規6、炉手1	-	-	-	-	JRR-4管理課			
		放射能測定装置	低(極低)	事後				○年次	放射線管理課1課、 放射線管理課1課	-	-	-	-	JRR-4管理課		
ヌ その他の附属施設 (イ) 非常用電源設備	原子炉格納施設	室内管理用モニタリング設備	室内ダストモニタ	低(極低)	時間	△点検記録確認(校正) (4, 31, 41)	定事検	○年次	放射1、放射2	-	-	-	放射線管理課1課、 放射線管理課1課	JRR-4管理課		
		ガンマ線エアモニタ	低(極低)	時間	△点検記録確認(校正) (4, 31, 41)	定事検	○年次	放射1、放射2	-	-	-	-	放射線管理課1課、 放射線管理課1課	JRR-4管理課		
(ロ) 実験設備	原子炉格納施設	放射線サーベイ施設	放射線サーベイ施設	低(極低)	時間	△点検記録確認(校正) (4)	定事検	○年次	放射1、放射2	-	-	-	放射線管理課1課、 放射線管理課1課	JRR-4管理課		
		屋外管理用モニタリング設備	屋外ダストモニタ	低(極低)	時間	○警報検査(4, 31, 41)	定事検	○年次	放射1、放射2	-	-	-	-	放射線管理課1課、 放射線管理課1課	JRR-4管理課	
(ハ) その他の附属設備	原子炉格納施設	その他の設備	放射能測定装置	低(極低)	事後			○年次	放射1、放射2	-	-	-	放射線管理課1課、 放射線管理課1課	JRR-4管理課		
		非常用電源設備	ディーゼル発電機	低(極低)	事後				○月次、△年次	炉手1、自主点	-	-	-	一般構造に記載	JRR-4管理課	
(イ) 非常用電源設備	原子炉格納施設	非常用電源設備	無停電電源装置	低(極低)	事後				△年次	炉手1	-	-	-	JRR-4管理課		
			変電設備	低(極低)	事後				△年次	炉手1	-	-	-	JRR-4管理課		
			プール(実験設備)	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	利用施設管理課		
			中性子ビーム設備	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	利用施設管理課		
			中性子ビーム設備	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	利用施設管理課		
			中性子ビーム設備	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	利用施設管理課		
			簡易照射筒	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	利用施設管理課		
			通信連絡設備	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
			通信連絡設備	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
			通信連絡設備	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
			通信連絡設備	低(極低)	事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
			(イ) 非常用電源設備	原子炉格納施設	非常用電源設備	FAX(事故現場指揮所)	低(極低)	事後				△月次	710-041	-	-	-
消火設備	自動火災報知設備	低(極低)				時間	△点検記録確認(作動) (4, 21)	定事検	法定消防設備点検	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
消火設備	消火器	低(極低)				時間	△点検記録確認(外観) (4, 21)	定事検	法定消防設備点検	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
消火設備	消火栓	低(極低)				時間	△点検記録確認(作動) (4, 21)	定事検	法定消防設備点検	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
照明設備	非常灯	低(極低)				時間	△点検記録確認(作動) (4, 20)	定事検	△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
照明設備	誘導灯	低(極低)				時間	△点検記録確認(作動) (4, 20)	定事検	法定消防設備点検	自主点	-	-	-	JRR-4管理課		
給気設備	空気調和機	低(極低)				事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課	
給気設備	送風機	低(極低)				事後				△年次	自主点	-	-	-	JRR-4管理課	
副室検査		低(極低)				事後				○月次	炉手1、拠点11	-	-	-	JRR-4管理課	

廃止措置計画に基づく性能維持施設

電気工作物	電気工作物	炉室	低(極低)	事後				△年次	拠点3	-	-	-	法定電気工作物点検	JRR-4管理課
クレーン	クレーン	炉室	低(極低)	事後				△年次、△月次	拠点4	-	-	-	法定クレーン点検	JRR-4管理課
		放射線測定室	低(極低)	事後				△年次、△月次	拠点4	-	-	-	法定クレーン点検	JRR-4管理課
エレベーター	エレベーター	炉室エレベーター	低(極低)	事後				△年次	拠点6	-	-	-	法定エレベーター点検	JRR-4管理課

JRR-4原子炉施設の要領書リスト

種別	要領書・成績書（略称可）			保管場所		担当課	備考
	索引番号	名称（章・節）	要領書	成績書（今年度、過去分）			
検査	定期事業者検査	定事検	JRR-4原子炉施設(廃止措置施設)定期事業者検査要領書(令和 年度)	原子力施設検査室	同左	原子力施設検査室	
	自主検査	自主検	JRR-4定期事業者検査に基づく自主検査要領	JRR-4附属研究室 会議室棚	同左	JRR-4管理課	
		自主検2	定期事業者検査（原子炉施設）に係る自主検査要領書（JRR-4原子炉施設 放射線管理施設）	放射線管理第1課長室	研究炉管理チーム居室	放射線管理第1課	
点検	保安規定	炉保規1	第1編 総則				
		炉保規2	第2編 放射線管理				
		炉保規3	第3編 廃棄物管理				
		炉保規6	第6編 JRR-4の管理			JRR-4管理課	
	使用手引	炉手1	JRR-4管理手引	JRR-4附属研究室 会議室棚	JRR-4管理課		
		710-014	JRR-4利用施設管理手引	研究炉実験管理棟113号室	利用施設管理課		
		自主点	JRR-4原子炉施設自主点検要領	JRR-4附属研究室 会議室棚	JRR-4管理課		
		利自主点	JRR-4利用施設自主点検要領	研究炉実験管理棟113号室	利用施設管理課		
		放手1	放射線管理手引（施設放射線管理編）	放射線管理第1課長室	—	放射線管理第1課	
		放手2	放射線管理手引（放射線測定機器管理編）	線量管理課長室	線量管理課計測器管理チーム居室	線量管理課	
	拠点要領	拠点1	放射線安全取扱手引				
		拠点2	放射線障害予防規程				
		拠点3	電気工作物保安規則				
		拠点4	クレーン等運転管理要領				
		拠点5	フォークリフト運転管理要領				
		拠点6	安全衛生管理規則				
		拠点7	危険物災害予防規則				
		拠点8	有機溶剤管理要領				
		拠点9	毒劇物管理要領				
		拠点10	発火性物質取扱規則				
		拠点11	安全警報設備管理手引				
		拠点12	ボイラー第1種圧力容器管理要領				
		拠点13	レーザー機器安全取扱要領				
	課長制定文書等	710-007	廃液配管の点検・工事マニュアル	JRR-4附属研究室 会議室棚	同左	JRR-4管理課	
		710-041	JRR-4で使用するFAX機の点検要領	JRR-4附属研究室 会議室棚	同左	JRR-4管理課	

令和 4 年度 JRR-4 原子炉施設の施設管理目標 (設定 ・達成状況) 票	所長 (承認)	研究炉加速器技 術部長 (作成)	放射線管理部長 (作成)
「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標	R4 / 4 / 26	R4 / 4 / 20	R4 / 4 / 20

施設管理方針	施設管理目標	管理尺度	目標値	達成状況及びその評価 ^{※1}
(1) 安全確保を最優先とする。	保全活動を行う者の力量管理 (評価・再評価) を確実に行う。	実施頻度	年 1 回以上	
	保全活動を実施することにより、経年劣化や部品の消耗に伴う設備・機器等の不具合又はその兆候の発見に努め、発見した場合には、適切な対策を講じる。	実施頻度	検査、点検、巡視の都度	
	CAP 活動を行い、自施設及び他施設で発生する不適合情報等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度 処置率 ^{※2}	原則週 1 回 100%	
(2) 法令及びルール (自ら決めたことや社会との約束) を守る。	法令及びルール (自ら決めたことや社会との約束) を守る。	達成度	100%	
(3) 情報共有及び相互理解に、不断に取り組む。	施設管理に関する情報を関係者間で十分に共有し、相互理解を深める。	実施頻度	月 1 回以上	
(4) 保安業務 (運転管理、施設管理等) の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を徹底する。	施設管理実施状況をレビューし、保全活動の継続的な改善を確実に行う。	実施頻度	施設管理実施計画の期間に 1 回以上	

注) 施設管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのような尺度で判断するかを十分に考慮した上で具体的に定めること。
 本票は、施設管理目標の設定時及び達成状況の評価時にその都度作成する。施設管理目標を設定する場合は「設定」に○を、達成状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。
 ※1: 管理尺度及び目標値に係る評価のみならず、保全活動の実施状況を踏まえて施設管理目標の達成状況を評価すること。
 ※2: 予算措置等を含め、長期的な対応が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済とみなすことができる。

同意	承認	確認	作成	作成	作成
廃止措置 施設保安 主務者	研究炉 加速器 技術 部長	放射線 管理 部長	JRR-4 管理 課長	利用 施設 管理 課長	放射線 管理 第1 課長
R4/11/28	R4/11/29	R4/11/24	R4/11/22	R4/11/22	R4/11/22

J R R - 4 原子炉施設 施設管理実施計画

令和4年11月

原子力科学研究所

研究炉加速器技術部 J R R - 4 管理課、利用施設管理課

放射線管理部 放射線管理第1課

(目的)

第1条 本計画は、JRR-4原子炉施設の施設管理に当たり、原子力科学研究所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)第6編第8条(施設管理目標の策定)の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、保安規定第6編第9条に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前の日までとする。

2 前項の定期事業者検査を開始する日については、第6編第4条(年間管理計画)に基づき作成する「年間管理計画」に定める。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第6編第14条(修理及び改造)の定めにより、「修理及び改造計画」を作成し、それに基づき業務を実施する。

2 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、原子力科学研究所の「調達管理要領」並びに研究炉加速器技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」及び「設計・開発管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。

3 JRR-4管理課長は、修理及び改造を伴わない設計及び工事の計画の認可申請に係る業務の実施に当たっては、前項と同様に必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設について、保安規定第6編第17条(巡視)及び第31条(固体廃棄物の保管)及び保安規定第2編第38条(放射線測定機器の維持点検及び巡視)並びに保安規定に基づき定める「JRR-4管理手引」、「JRR-4利用施設管理手引」及び「放射線管理手引(施設放射線管理編)」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設について、点検及び定期事業者検査の方法に関する事項、実施頻度及び時期に関する事項を設備・機器単位で整理した「設備保全整理表」並びに定期事業者検査に関する事項を試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則の条項単位で整理した「検査要否整理表」を策定する。策定の方法にあたっては、原子力科学研究所の「施設管理実施計画に係る保全文書策定要領」に従う。

2 使用前事業者検査の方法については、保安規定第6編第15条の2(使用前事業者検査)に基づき策定される「使用前事業者検査要領書」に従う。

3 定期事業者検査及び使用前事業者検査の時期については、第2条の「年間管理計画」に従う。

4 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、点検、検査等の実施に当たっては、原子力科学研究所の「調達管理要領」並びに研究炉加速器技術部及び放射線管理部の「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「試験・検査の管理要領」、保安規定に基づき定める「JRR-4管理手引」、「JRR-4利用施設管理手引」、「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他下部要領並びにJRR-4原子炉施設の「定期事業者検査実施計画」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査実施計画」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置）

第6条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編第2章第5節作業環境の管理から第7節汚染された物品の管理並びに原子力科学研究所の「放射線安全取扱手引」に基づき、必要な措置を講じる。

（第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価）

第7条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設に係る第3条の設計及び工事の結果について、研究炉加速器技術部及び放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき確認及び評価する。

2 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設に係る第4条の巡視の結果について確認する。

3 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設に係る第5条の点検、検査等の結果について確認する。

4 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、第1項から第3項の結果について、保安規定第6編第11条（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「施設管理及び保全有効性評価要領」に基づき、評価を行う。

5 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、第1項から前項の確認及び評価に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善）

第8条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設について、前条第1項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、必要な改善を行う。また、前条第2項から第4項の確認及び評価の結果、処置が必要な場合は、保安規定第6編第11条（保全活動の有効性評価及び改善）及び原子力科学研究所の「施設管理及び保全有効性評価要領」に基づき、必要な改善を行う。

2 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、前項の改善の実施に当たっては、原子力科学研究所の「不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「水平展開要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 JRR-4管理課長、利用施設管理課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所管するJRR-4原子炉施設の本体施設等、利用施設及び放射線管理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、原子力科学研究所、研究炉加速器技術部及び放射線管理部の「文書及び記録の管理要領」に基づき、管理する。